消費生活相談窓口を開設しました

小平町消費生活相談窓口では、悪質商法に巻き込まれたり、振り込め詐欺や架空請求、商品やサービスの契約、多重債務問題など消費生活に関する相談を受け付けています。困ったときは、一人で悩まず早めにご相談ください（ご相談者の秘密は厳守します）。

ご相談は、直接窓口へお越しいただくか、電話・FAX・Eメールをご利用ください。

相談専用電話（FAX兼）☎59-1000

開設場所　役場経済課内
相談受付時間　月～金　9時～17時
（祝祭日・年末年始は除く）
メールアドレス　keizai14@town.obira.lg.jp

広報10月号に掲載しました、愛生園への寄付者名簿に誤りがありましたので、訂正いたします。

誤　新町2区町内会　➡　**正　新町町内会**

関係者の皆様には深くお詫び申し上げます。

「地上デジタル放送」準備説明会を開催します

12月までに小平中継局（平和）が開局します。

これに伴い、地上デジタル放送を楽しむための、総務省による説明会（無料）を開催します。地上デジタル放送の目的や魅力・受信方法・地デジの悪質商法など、やさしく丁寧にご説明いたします。

地デジ説明会の会場と開催日時は次のとおりです。

開催日	会場	開始時刻
11月11日（水）	達布活性化センター	10時00分～
		13時30分～
		18時30分～

＊事前の申込みは必要ありません。当日は先着順となります。ご都合の良い開催時間に会場にお越しください。

◎**問い合わせ先**
総務省　北海道北テレビ受信者支援センター（デジサポ道北）説明会事務局
☎0166－21－6450（平日：午前10時～午後6時）

「障害者控除対象者認定書」の交付について

■障害者控除について

老齢者については、所得税法施行令、地方税法施行令の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、身体障害者に準ずる者等として市町村長の要介護認定を受けている者が、障害者控除の対象とされているところです。（所得税及び住民税の課税所得の計算に当たって、所得金額から一定額を控除）

本町では、交付申請のあった対象者について、障害者に準ずると認定した場合、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

■「障害者控除対象者認定書」認定の対象者及び認定基準

次のいずれにも該当する方で、認定基準を満たす場合対象となります。

・満65歳以上の方（確定申告や年末調整する年の12月31日現在）
・寝たきり、または、認知症の方
・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付及び知的障害の認定を受けていない方
・本人またはその扶養者が所得税控除等の対象となる方

☆認定基準は次の表のとおり

区分		認定要件	控除額（1人あたり）	
			所得税	住民税
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる者	要介護度が1～3で、認知症度がⅡ以上	27万円	26万円
	身体障害者（3級～6級）に準ずる者	要介護度が1～3で、寝たきり度がA以上		
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる者	要介護度が3～5で、認知症度がⅢ以上	40万円	30万円
	身体障害者（1・2級）に準ずる者	要介護度が3～5で、寝たきり度がB以上		
	ねたきり高齢者	要介護度が4～5で、寝たきり度がC以上		

※1　要介護度のみで一律に判定するものではありません。
※2　認定要件にある「認知症度」とは、認知症高齢者の日常自立度判定基準。
※3　認定要件にある「寝たきり度」とは、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準のことをいいます。
※4　認定書は、平成21年分所得税及び平成22年度道町民税の申告から適用となります。
※5　介護保険の要介護度認定を受けている場合は、認定対象者の要介護度認定情報を参考にしますので、本人の同意が必要になります。

○申請受付期間　12月7日（月）から随時受け付けます（※認定書の交付は平成22年1月からとなります。）
○申請受付場所　役場保健福祉課介護保険係（健康福祉センター内）
○申請に必要なもの　申請者及び認定対象者の印かん

※認定要件が確認できない場合は、状況に応じて必要な書類の提出を求める場合があります。

◎**詳しくは、役場保健福祉課介護保険係（内線271）までお問い合わせください。**